

令和5年5月18日

特定商取引法違反の訪問販売業者6社に対する業務停止命令 (3か月)及び指示並びに当該事業者の役員4名に対する業務 禁止命令(3か月)について

- 消費者庁は、「住みいるサポート24」及び「プライムサポート」(注1)と称する生活のサポートに係る役務の提供を連携共同して行う訪問販売業者である株式会社Area, inc(旧商号:株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」といいます。)、株式会社クライアント(以下「クライアント」といいます。)、株式会社ベンチャープランニング(以下「ベンチャープランニング」といいます。)、株式会社コネクション(以下「コネクション」といいます。)、株式会社JYC(以下「JYC」といいます。)及びHearTs株式会社(以下「HearTs」といいます。)(上記いずれの事業者の本店所在地:北海道札幌市)(注2)に対し、令和5年5月17日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの3か月間、訪問販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。
(注1) 別会社が提供する同名の役務の提供と間違えないよう提供会社名なども確認してください。
(注2) 各処分対象事業者については、同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。
- あわせて、消費者庁は、エリアアイシー、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション、JYC及びHearTsに対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、エリアアイシーの代表取締役延足昂大(のぶあし たかひろ)、クライアントの代表取締役本多翔弥(ほんだ しょうや)、ベンチャープランニングの代表取締役鎌田達也(かまだ たつや)及びコネクションの代表取締役白幡航哉(しらはた こうや)に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの3か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務

を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

（注1）各処分対象事業者については、同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

（1）株式会社Area. i c

ア 名 称：株式会社Area. i c（旧商号：株式会社アイコム）
（法人番号：3430001065590）

イ 本店所在地：北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2マルイト北4条ビル1階

ウ 代表者：代表取締役 延足 昂大（のぶあし たかひろ）

エ 設 立：平成26年1月21日

オ 資 本 金：1500万円

カ 取 引 類 型：訪問販売

キ 取 扱 役 務：「住まいるサポート24」及び「プライムサポート」（注2）と称する訪問サービス及び24時間の電話相談サービスにより、生活に関わる費用削減相談を受け、その対応を行う役務

（注2）別会社が提供する同名の役務の提供と間違えないよう提供会社名なども確認してください。

（2）株式会社クライアント

ア 名 称：株式会社クライアント
（法人番号：2430001079831）

イ 本店所在地：北海道札幌市北区北十四条西一丁目2番1-606号

ウ 代表者：代表取締役 本多 翔弥（ほんだ しょうや）

エ 設 立：令和元年9月10日

オ 資 本 金：100万円

カ 取 引 類 型：訪問販売

キ 取 扱 役 務：上記（1）キと同じ。

（3）株式会社ベンチャープランニング

ア 名 称：株式会社ベンチャープランニング
（法人番号：8430001078506）

イ 本店所在地：北海道札幌市白石区東札幌五条三丁目1番37-302

号

ウ 代表者：代表取締役 鎌田 達也（かまだ たつや）
エ 設 立：平成31年3月8日
オ 資 本 金：200万円
カ 取 引 類 型：訪問販売
キ 取 扱 役 務：上記（1）キと同じ。

（4）株式会社コネクション

ア 名 称：株式会社コネクション
（法人番号：7450001013172）
イ 本店所在地：北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2マルイト北
4条ビル1階
ウ 代表者：代表取締役 白幡 航哉（しらはた こうや）
エ 設 立：令和2年12月14日
オ 資 本 金：100万円
カ 取 引 類 型：訪問販売
キ 取 扱 役 務：上記（1）キと同じ。

（5）株式会社JYC

ア 名 称：株式会社JYC
（法人番号：7430001078102）
イ 本店所在地：北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2マルイト北
4条ビル1階株式会社Area. ic内
ウ 代表者：代表取締役 八重樫 雄介（やえがし ゆうすけ）
エ 設 立：平成31年1月7日
オ 資 本 金：100万円
カ 取 引 類 型：訪問販売
キ 取 扱 役 務：上記（1）キと同じ。

（6）Heart's株式会社

ア 名 称：Heart's株式会社
（法人番号：6430001081676）
イ 本店所在地：北海道札幌市中央区南三条西二丁目15番地1N・ヴィ
コロビル3F
ウ 代表者：代表取締役 鎌田 達也（かまだ たつや）
エ 設 立：令和2年6月5日

オ 資 本 金：１００万円
カ 取 引 類 型：訪問販売
キ 取 扱 役 務：上記（１）キと同じ。

2 特定商取引法に違反する行為

- （１）契約書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第５条第１項）
- （２）判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為（特定商取引法第６条第１項）
- （３）役務の対価につき故意に事実を告げない行為（特定商取引法第６条第２項）

3 消費者庁が認定した行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。

- 別紙 1：エリアアイシーに対する行政処分の概要
- 別紙 2：クライアントに対する行政処分の概要
- 別紙 3：ベンチャープランニングに対する行政処分の概要
- 別紙 4：コネクションに対する行政処分の概要
- 別紙 5：J Y Cに対する行政処分の概要
- 別紙 6：H e a r T sに対する行政処分の概要
- 別紙 7：延足昂大に対する行政処分の概要
- 別紙 8：本多翔弥に対する行政処分の概要
- 別紙 9：鎌田達也に対する行政処分の概要
- 別紙 10：白幡航哉に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社A r e a . i cに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社A r e a . i c (旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。)は、株式会社クライアント (以下「クライアント」という。)、株式会社ベンチャープランニング (以下「ベンチャープランニング」という。)、株式会社コネクション (以下「コネクション」という。)、株式会社J Y C (以下「J Y C」という。)及びH e a r T s株式会社 (以下「H e a r T s」という。)(以下これら5法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。)と連携共同して、「住まいのサポート24」及び「プライムサポート」と称する訪問サービス及び24時間の電話相談サービスにより、生活に関わる費用削減相談を受け、その対応を行う役務 (以下「本件役務」という。)を提供する事業を行っているものである。

クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、エリアアイシーの代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に深く関与していた上、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cは、エリアアイシーの本店所在地において本件役務に係る業務を行っていた。また、ベンチャープランニングの代表取締役は、H e a r T sの代表取締役も兼任しているところ、クライアントがH e a r T sの口座を管理していた。

エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降 (ただし、コネクションは少なくとも同年7月までの間)、本件役務の提供に際し、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cが、H e a r T sを、本件役務を有償で提供する契約 (以下「本件役務提供契約」という。)の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行っていた一方、エリアアイシーは、本件役務提供契約を締結した消費者が支払う本件役務の対価をエリアアイシーが管理する口座に入金させるとともに、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cに本件役務に係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員及びJ Y Cの代表取締役をして当該報告を集約させた上、エリアアイシー及びJ Y C内において本件役務に係る営業方針及び指導・改善事項等を共有するなど、本件役務

提供契約に係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

また、エリアアイシーは、本件役務提供契約に係る契約書等の作成、「ベンクラ」、コネクション及びJYCによる勧誘を受けた消費者からの苦情等の受電業務及びエリアアイシーの関連法人への苦情対応の指示を行っていたほか、エリアアイシーも苦情対応を行っていた上、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人が対応した苦情内容等の管理を行うなど、本件役務提供契約に係る顧客対応業務を主導していた。

エリアアイシーは、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、消費者宅等エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結して本件役務を提供していたことから、このようなエリアアイシーがエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

エリアアイシーは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア エリアアイシーが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ エリアアイシーが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ エリアアイシーが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア エリアアイシーは、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）、同法第6条第1項の規定により禁止される旧法に規定する訪問販売に係る役務提供契約に関する事項であって、役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び同条第2項の規定により禁止される役務の対価につき故意に事実を告げない行為をしていた。かかる行為は、旧法に違反するものであることから、エ

リアアイシーは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをエリアアイシーの役員及び営業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ エリアアイシーは、エリアアイシーの関連法人と連携共同して行う旧法に規定する訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和３年１月１日から同年９月３０日までの間にHeart'sを契約当事者として本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、エリアアイシーに対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和５年６月１９日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証拠及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和５年５月３１日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

- （ア）前記（１）の業務停止命令の内容
- （イ）本指示の内容
- （ウ）下記４（２）及び（３）の違反の内容

３ 処分の根拠となる法令の条項 特定商取引法第７条第１項及び第８条第１項

４ 処分の原因となる事実

エリアアイシーは、以下のとおり、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（旧法第５条第１項）

エリアアイシーは、少なくとも令和３年１月から同年９月までの間に、エリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクションとの間では少なくとも同年１月から同年５月までの間に連携共同して）、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件役務提供契約を締結したとき、本件役

務の提供を受ける消費者に対し、本件役務提供契約に係る書面を交付しているが、当該書面に、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いていなかった。

- (2) 役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為（旧法第6条第1項第7号）

エリアアイシーは、少なくとも令和3年5月、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、勧誘をする営業員はある特定の通信事業者の所属ではないにもかかわらず、「わたくし、●●●（前記のある特定の通信事業者の名称を告げている。以下同じ。）地域連絡担当の〇〇と申しまして。（特定の氏を告げている。）」と、あたかもエリアアイシーの関連法人の営業員がある特定の通信事業者の所属であるかのように告げた。

- (3) 役務の対価につき故意に事実を告げない行為（旧法第6条第2項）

エリアアイシーは、少なくとも令和3年1月から同年5月までの間に、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、同契約の解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も本件役務の対価の支払が毎月継続して発生するにもかかわらず、契約書の裏面等に本件役務に係る支払期間が6か月である旨記載して交付するとともに、「月々の●●●のアナログ回線の基本使用料が1,870円です。アナログ回線に変更すれば月2,310円くらいとなります。」「ただしアナログ回線に変更するには、プライムサポートに加入する必要があります。そのプライムサポートは、月3,278円ですが、これは6か月間だけの支払いです。最初の6か月は安くないのですが、それだけ負担してください。」「通常アナログ回線に戻す工事費は、2,200～13,200円かかりますが、今回その金額はキャッシュバックしますので、実質工事代金はかかりません。」「光回線なので、今結構お支払いしていると思うんですけど、こちらの契約書を書いていたとだけだと、月額がこの1,600円くらいになります。」「ただ、その際、工事費なんですけど、工事費のこの額は、契約をしてもらえればキャッシュバックするので、6か月間の月額2,980円の支払いが終わった後に、戻ってきます。」「1,600円と2,980円を合わせても、今よりお安いですよね。それさえ支払ってしまえば、年数を考えれば絶対お得ですよ。工事費は後から戻ってきますから。」などと、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するもの

の、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなり、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を強調して告げるのみで、解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も毎月本件役務の対価の支払が発生する旨を定める本件役務提供契約に係る利用規約の記載事項を説明せず、当該事実を故意に告げなかった。

5 勧誘事例

【事例1】（判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為、役務の対価につき故意に事実を告げない行為）

令和3年5月、コネクションの営業員Zは、消費者A宅に電話をし、Aに対し、「●●●地域連絡担当のZと申しまして。」「詳しいお話など、地域の担当の者にお代わりいたしますので。」と、あたかもエリアアイシーの関連法人の営業員が●●●の所属であるかのように告げ、コネクションの営業員Yに電話を取り次いだ。

YはAに対し、「●●●のアナログ回線に戻すサポートをしております。」「最初の半年間だけは、少しだけまず安くなって、4,680円なんですけれど。」「半年目以降からはさらにお安く、月々の料金1,700円で使えるようになっているんです。」と、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなる旨を告げ、A宅への訪問の約束を取り付けた。

翌々日、コネクションが派遣した営業員Xは、A宅を訪問し、本件役務提供契約に係る契約書の裏面に「光回線→アナログ 月々 ●●● 1870円 + 440円 2310円 プライムサポート3278円（6ヶ月間）」と、本件役務の対価月々3,278円の支払期間が6か月である旨を記載しながら、「月々の●●●のアナログ回線の基本使用料が1,870円です。アナログ回線に変更すれば月2,310円くらいとなります。」「ただしアナログ回線に変更するには、プライムサポートに加入する必要があります。そのプライムサポートは、月3,278円ですが、これは6か月間だけの支払いです。最初の6か月は安くないのですが、それだけ負担してください。」「通常アナログ回線に戻す工事費は、2,200～13,200円かかりますが、今回その金額はキャッシュバックしますので、実質工事代金はかかりません。」と、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するものの、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を告げた。

その結果、Aは、Heart'sを契約当事者として本件役務提供契約を締結し、Xは、Aに当該契約に関する書類と併せて利用規約等を交付したが、「これはご利用規約です。これは、読んでも分からないので読まなくてもいい

いです。」と告げ、解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も毎月本件役務の対価の支払が発生する旨を定める本件役務提供契約に係る利用規約の記載事項を説明しなかった。

Y及びXは、以上のように、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するものの、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなり、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を告げたのみで、実際には、同契約の解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も本件役務の対価の支払が毎月継続して発生することを告げなかった。

【事例2】（役務の対価につき故意に事実を告げない行為）

令和3年1月上旬、コネクションの営業員Wは、消費者B宅に電話をし、Bに対し、「●●●のアナログ回線にお戻しをさせていただき、H e a r T s株式会社のWと申します。」「この後、地域の担当の者からお電話がありますので、一度お電話をお切りなさらずにお待ちください。」と告げ、コネクションの営業員Vに電話を取り次いだ。

VはBに対し、単に「電話回線サポートセンター管理部のVと申しまして。」と名乗った上で、B宅への訪問の約束を取り付け、「ご料金なんですけれども、今後アナログ回線になるので、最初の半年間は4,680円、半年目以降は1,700円のみでご利用頂けます。」「弊社の住まいるサポートのものに、みなさま同様ご加入して頂くので、かかる工事費だったり、違約金2万円から3万円のご料金っていうのは、弊社にて全額ご負担しているので、お客様がお支払いして頂くご料金っていうのは、その月々のご料金以外かからないので、ご安心頂ければなと思います。」と、さらに、令和3年1月中旬、コネクションの営業員Uも、B宅に電話をし、Bに対し、「今回、まずお戻しにかかる費用に関しましては、弊社の住まいるサポートにて、全額ご負担が出来るようになっておりますので、どうかご安心して頂ければなと思います。」「最初の半年間だけが、サポートの料金含まれまして、月々4,680円となりまして、半年後目以降からがこのサポートが外れてくるので、毎月々1,700円でご利用頂けるようになっております。」と、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するものの、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を告げた。

翌日、コネクションが派遣した営業員Xは、B宅を訪問し、解約申請書の裏面に「光回線→●●●アナログ 月々 1600円 住まいるサポート 2980円（6ヶ月間）」と、本件役務の対価月々2,980円の支払期間

が6か月である旨を記載し、Bに見せながら、「光回線をアナログに変更させる工事をする際の手続で、いいサービスなんで。」「光回線なので、今結構お支払いしていると思うんですけど、こちらの契約書を書いていただくと、月額がこの1,600円くらいになります。」「ただ、その際、工事費なんですけど、工事費のこの額は、契約をしてもらえればキャッシュバックするので、6か月間の月額2,980円の支払いが終わった後に、戻ってきます。」「1,600円と2,980円を合わせても、今よりお安いですよね。それさえ支払ってしまえば、年数を考えれば絶対お得ですよ。工事費は後から戻ってきますから。」と、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するものの、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなり、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を告げた。

その結果、Bは、HeartSを契約当事者として本件役務提供契約を締結し、Xは、Bに当該契約に関する書類と併せて利用規約等を交付したところ、BがXに対し、「ちょっともう一回見直した方がいいですかね?」と、利用規約等の内容を確認すべきか尋ねたにもかかわらず、XはBに対し、「ああ、見なくても大丈夫ですよ。意味がないんで。」と告げ、解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も毎月本件役務の対価の支払が発生する旨を定める本件役務提供契約に係る利用規約の記載事項を説明しなかった。

V、U及びXは、以上のように、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するものの、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなり、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を告げたのみで、実際には、同契約の解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も本件役務の対価の支払が毎月継続して発生することを告げなかった。

株式会社クライアントに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社クライアント（以下「クライアント」という。）は、株式会社A r e a . i c（旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。）、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）、株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）、株式会社J Y C（以下「J Y C」という。）及びH e a r T s株式会社（以下「H e a r T s」という。）（以下これらエリアアイシーを除く4法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。）と連携共同して、「住まいのサポート24」及び「プライムサポート」と称する訪問サービス及び24時間の電話相談サービスにより、生活に関わる費用削減相談を受け、その対応を行う役務（以下「本件役務」という。）を提供する事業を行っているものである。

クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に深く関与していた上、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cは、エリアアイシーの本店所在地において本件役務に係る業務を行っていた。また、コネクションは、クライアントが契約したテナントを使用して本件役務に係る業務を行っていた。さらに、ベンチャープランニングの代表取締役は、H e a r T sの代表取締役も兼任しているところ、クライアントがH e a r T sの口座を管理していた。

エリアアイシー、クライアント及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降（ただし、コネクションは少なくとも同年7月までの間）、本件役務の提供に際し、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cが、H e a r T sを、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、その際「ベンクラ」は、コネクション等を名乗っていた一方、エリアアイシーは、本件役務提供契約を締結した消費者が支払う本件役務の対価を同社が管理する口座に入金させるとともに、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cに本件役務に係る営業報告を

させ、エリアアイシーの従業員及びＪＹＣの代表取締役をして当該報告を集約させた上、エリアアイシー及びＪＹＣ内において本件役務に係る営業方針及び指導・改善事項等を共有するなど、本件役務提供契約に係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

また、エリアアイシーは、本件役務提供契約に係る契約書等の作成、「ベンクラ」、コネクション及びＪＹＣによる勧誘を受けた消費者からの苦情等の受電業務並びにクライアント及びエリアアイシーの関連法人への苦情対応の指示を行っていたほか、エリアアイシーも苦情対応を行っていた上、同社、クライアント及びエリアアイシーの関連法人が対応した苦情内容等の管理を行うなど、本件役務提供契約に係る顧客対応業務を主導していた。

クライアントは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、消費者宅等クライアント、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結して本件役務を提供していたことから、このようなクライアントがエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第７２号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「旧法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売に該当する。

２ 処分の内容

（１）業務停止命令

クライアントは、令和５年５月１８日から令和５年８月１７日までの間、特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「特定商取引法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア クライアントが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ クライアントが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ クライアントが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

（２）指示

ア クライアントは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第５条第１項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）、同法第６条第１項の規定により禁止される旧法に規定す

る訪問販売に係る役務提供契約に関する事項であって、役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び同条第2項の規定により禁止される役務の対価につき故意に事実を告げない行為をしていた。かかる行為は、旧法に違反するものであることから、クライアントは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをクライアントの役員及び営業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ クライアントは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う旧法に規定する訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和3年1月1日から同年9月30日までの間にH e a r T sを契約当事者として本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、クライアントに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和5年6月19日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和5年5月31日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）下記4（2）及び（3）の違反の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

クライアントは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（旧法第5条第1項）

クライアントは、少なくとも令和3年1月から同年9月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクションとの間では少なくとも同年1月から同年5月までの間に連携共同して）、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件役務提供契約を締結したとき、本件役務の提供を受ける消費者に対し、本件役務提供契約に係る書面を交付しているが、当該書面に、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いていなかった。

(2) 役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為（旧法第6条第1項第7号）

クライアントは、少なくとも令和3年5月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、勧誘をする営業員はある特定の通信事業者の所属ではないにもかかわらず、「わたくし、●●●（前記のある特定の通信事業者の名称を告げている。以下同じ。）地域連絡担当の〇〇と申しまして。（特定の氏を告げている。）」と、あたかもクライアント及びエリアアイシーの関連法人の営業員がある特定の通信事業者の所属であるかのように告げた。

(3) 役務の対価につき故意に事実を告げない行為（旧法第6条第2項）

クライアントは、少なくとも令和3年1月から同年5月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、同契約の解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も本件役務の対価の支払が毎月継続して発生するにもかかわらず、契約書の裏面等に本件役務に係る支払期間が6か月である旨記載して交付するとともに、「月々の●●●のアナログ回線の基本使用料が1,870円です。アナログ回線に変更すれば月2,310円くらいとなります。」「ただしアナログ回線に変更するには、プライムサポートに加入する必要があります。そのプライムサポートは、月3,278円ですが、これは6か月間だけの支払いです。最初の6か月は安くならないのですが、それだけ負担してください。」「通常アナログ回線に戻す工事費は、2,200～13,200円かかりますが、今回その金額はキャッシュバックしますので、実質工事代金はありません。」「光回線なので、今結構お支払いしていると思うんですけど、こちらの契約書を書いていたいただけると、月額がこの1,600円くらい

になります。」「ただ、その際、工事費なんですけど、工事費のこの額は、契約をしてもらえればキャッシュバックするので、6か月間の月額2,980円の支払いが終わった後に、戻ってきます。」「1,600円と2,980円を合わせても、今よりお安いですよ。それさえ支払ってしまえば、年数を考えれば絶対お得ですよ。工事費は後から戻ってきますから。」などと、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するものの、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなり、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を強調して告げるのみで、解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も毎月本件役務の対価の支払が発生する旨を定める本件役務提供契約に係る利用規約の記載事項を説明せず、当該事実を故意に告げなかった。

5 勧誘事例

別紙1の5記載のとおり。

株式会社ベンチャープランニングに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社ベンチャープランニング(以下「ベンチャープランニング」という。)は、株式会社A r e a . i c (旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。)、株式会社クライアント(以下「クライアント」という。)、株式会社コネクション(以下「コネクション」という。)、株式会社J Y C (以下「J Y C」という。)及びH e a r T s株式会社(以下「H e a r T s」という。)(以下これらエリアアイシーを除く4法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。)と連携共同して、「住みいるサポート24」及び「プライムサポート」と称する訪問サービス及び24時間の電話相談サービスにより、生活に関わる費用削減相談を受け、その対応を行う役務(以下「本件役務」という。)を提供する事業を行っているものである。

クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に深く関与していた上、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cは、エリアアイシーの本店所在地において本件役務に係る業務を行っていた。また、コネクションは、クライアントが契約したテナントを使用して本件役務に係る業務を行っていた。さらに、ベンチャープランニングの代表取締役は、H e a r T sの代表取締役も兼任しているところ、クライアントがH e a r T sの口座を管理していた。

エリアアイシー、ベンチャープランニング及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降(ただし、コネクションは少なくとも同年7月までの間)、本件役務の提供に際し、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cが、H e a r T sを、本件役務を有償で提供する契約(以下「本件役務提供契約」という。)の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、その際「ベンクラ」は、コネクション等を名乗っていた一方、エリアアイシーは、本件役務提供契約を締結した消費者が支払う本件役務の対価を同社が管理する口座に入金させるとともに、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cに本件役務

に係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員及びＪＹＣの代表取締役をして当該報告を集約させた上、エリアアイシー及びＪＹＣ内において本件役務に係る営業方針及び指導・改善事項等を共有するなど、本件役務提供契約に係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

また、エリアアイシーは、本件役務提供契約に係る契約書等の作成、「ベンクラ」、コネクション及びＪＹＣによる勧誘を受けた消費者からの苦情等の受電業務並びにベンチャープランニング及びエリアアイシーの関連法人への苦情対応の指示を行っていたほか、エリアアイシーも苦情対応を行っていた上、同社、ベンチャープランニング及びエリアアイシーの関連法人が対応した苦情内容等の管理を行うなど、本件役務提供契約に係る顧客対応業務を主導していた。

ベンチャープランニングは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して消費者宅等ベンチャープランニング、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結して本件役務を提供していたことから、このようなベンチャープランニングがエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第７２号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「旧法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売に該当する。

２ 処分の内容

（１）業務停止命令

ベンチャープランニングは、令和５年５月１８日から令和５年８月１７日までの間、特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「特定商取引法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア ベンチャープランニングが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ ベンチャープランニングが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ ベンチャープランニングが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

（２）指示

ア ベンチャープランニングは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関

連法人と連携共同して、旧法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）、同法第6条第1項の規定により禁止される旧法に規定する訪問販売に係る役務提供契約に関する事項であって、役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び同条第2項の規定により禁止される役務の対価につき故意に事実を告げない行為をしていた。かかる行為は、旧法に違反するものであることから、ベンチャープランニングは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをベンチャープランニングの役員及び営業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ ベンチャープランニングは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う旧法に規定する訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和3年1月1日から同年9月30日までの間にHearTsを契約当事者として本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、ベンチャープランニングに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和5年6月19日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和5年5月31日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

- （ア）前記（1）の業務停止命令の内容
- （イ）本指示の内容
- （ウ）下記4（2）及び（3）の違反の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

ベンチャープランニングは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反する行為をしており、消費

者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（旧法第5条第1項）

ベンチャープランニングは、少なくとも令和3年1月から同年9月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクションとの間では少なくとも同年1月から同年5月までの間に連携共同して）、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件役務提供契約を締結したとき、本件役務の提供を受ける消費者に対し、本件役務提供契約に係る書面を交付しているが、当該書面に、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いていなかった。

(2) 役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為（旧法第6条第1項第7号）

ベンチャープランニングは、少なくとも令和3年5月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、勧誘をする営業員はある特定の通信事業者の所属ではないにもかかわらず、「わたくし、●●●（前記のある特定の通信事業者の名称を告げている。以下同じ。）地域連絡担当の〇〇と申しまして。（特定の氏を告げている。）」と、あたかもベンチャープランニング及びエリアアイシーの関連法人の営業員がある特定の通信事業者の所属であるかのように告げた。

(3) 役務の対価につき故意に事実を告げない行為（旧法第6条第2項）

ベンチャープランニングは、少なくとも令和3年1月から同年5月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、同契約の解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も本件役務の対価の支払が毎月継続して発生するにもかかわらず、契約書の裏面等に本件役務に係る支払期間が6か月である旨記載して交付するとともに、「月々の●●●のアナログ回線の基本使用料が1,870円です。アナログ回線に変更すれば月2,310円くらいとなります。」「ただしアナログ回線に変更するには、プライムサポートに加入する必要があります。そのプライムサポートは、月3,278円ですが、これは6か月間だけの支払いです。最初の6か月は安くないのですが、それだけ負担してください。」「通常アナログ回線に戻す工事費は、2,200～1

3, 200円かかりますが、今回その金額はキャッシュバックしますので、実質工事代金はかかりません。」「光回線なので、今結構お支払いしていると思うんですけど、こちらの契約書を書いていただくと、月額がこの1, 600円くらいになります。」「ただ、その際、工事費なんですけど、工事費のこの額は、契約をしてもらえればキャッシュバックするので、6か月間の月額2, 980円の支払いが終わった後に、戻ってきます。」「1, 600円と2, 980円を合わせても、今よりお安いですよね。それさえ支払ってしまえば、年数を考えれば絶対お得ですよ。工事費は後から戻ってきますから。」などと、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するものの、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなり、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を強調して告げるのみで、解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も毎月本件役務の対価の支払が発生する旨を定める本件役務提供契約に係る利用規約の記載事項を説明せず、当該事実を故意に告げなかった。

5 勧誘事例

別紙1の5記載のとおり。

株式会社コネクションに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）は、株式会社A r e a . i c（旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。）、株式会社クライアント（以下「クライアント」という。）、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）、株式会社J Y C（以下「J Y C」という。）及びH e a r T s株式会社（以下「H e a r T s」という。）（以下これらエリアアイシーを除く4法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。）と連携共同して、「住まいのサポート24」及び「プライムサポート」と称する訪問サービス及び24時間の電話相談サービスにより、生活に関わる費用削減相談を受け、その対応を行う役務（以下「本件役務」という。）を提供する事業を行っているものである。

クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に深く関与していた上、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cは、エリアアイシーの本店所在地において本件役務に係る業務を行っていた。また、コネクションは、クライアントが契約したテナントを使用して本件役務に係る業務を行っていた。さらに、ベンチャープランニングの代表取締役は、H e a r T sの代表取締役も兼任しているところ、クライアントがH e a r T sの口座を管理していた。

エリアアイシー、コネクション及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降（ただし、コネクションは少なくとも同年7月までの間）、本件役務の提供に際し、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cが、H e a r T sを、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、その際「ベンクラ」は、コネクション等を名乗っていた一方、エリアアイシーは、本件役務提供契約を締結した消費者が支払う本件役務の対価を同社が管理する口座に入金させるとともに、「ベンクラ」、コネクション及びJ Y Cに本件役務に係る営業報告を

させ、エリアアイシーの従業員及びＪＹＣの代表取締役をして当該報告を集約させた上、エリアアイシー及びＪＹＣ内において本件役務に係る営業方針及び指導・改善事項等を共有するなど、本件役務提供契約に係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

また、エリアアイシーは、本件役務提供契約に係る契約書等の作成、「ベンクラ」、コネクション及びＪＹＣによる勧誘を受けた消費者からの苦情等の受電業務並びにコネクション及びエリアアイシーの関連法人への苦情対応の指示を行っていたほか、エリアアイシーも苦情対応を行っていた上、同社、コネクション及びエリアアイシーの関連法人が対応した苦情内容等の管理を行うなど、本件役務提供契約に係る顧客対応業務を主導していた。

コネクションは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、消費者宅等コネクション、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結して本件役務を提供していたことから、このようなコネクションがエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第７２号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「旧法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売に該当する。

２ 処分の内容

（１）業務停止命令

コネクションは、令和５年５月１８日から令和５年８月１７日までの間、特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「特定商取引法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア コネクションが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ コネクションが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ コネクションが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

（２）指示

ア コネクションは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第５条第１項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）、同法第６条第１項の規定により禁止される旧法に規定す

る訪問販売に係る役務提供契約に関する事項であって、役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び同条第2項の規定により禁止される役務の対価につき故意に事実を告げない行為をしていた。かかる行為は、旧法に違反するものであることから、コネクションは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをコネクションの役員及び営業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ コネクションは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う旧法に規定する訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和3年1月1日から同年7月31日までの間にH e a r T sを契約当事者として本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、コネクションに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和5年6月19日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和5年5月31日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

- （ア）前記（1）の業務停止命令の内容
- （イ）本指示の内容
- （ウ）下記4（2）及び（3）の違反の内容

3 処分の根拠となる法令の条項
特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

コネクションは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（旧法第5条第1項）

コネクションは、少なくとも令和3年1月から同年5月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件役務提供契約を締結したとき、本件役務の提供を受ける消費者に対し、本件役務提供契約に係る書面を交付しているが、当該書面に、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いていなかった。

(2) 役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為（旧法第6条第1項第7号）

コネクションは、少なくとも令和3年5月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、勧誘をする営業員はある特定の通信事業者の所属ではないにもかかわらず、「わたくし、●●●（前記のある特定の通信事業者の名称を告げている。以下同じ。）地域連絡担当の〇〇と申しまして。（特定の氏を告げている。）」と、あたかもコネクション及びエリアアイシーの関連法人の営業員が●●●の所属であるかのように告げた。

(3) 役務の対価につき故意に事実を告げない行為（旧法第6条第2項）

コネクションは、少なくとも令和3年1月から同年5月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、同契約の解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も本件役務の対価の支払が毎月継続して発生するにもかかわらず、契約書の裏面等に本件役務に係る支払期間が6か月である旨記載して交付するとともに、「月々の●●●のアナログ回線の基本使用料が1,870円です。アナログ回線に変更すれば月2,310円くらいとなります。」「ただしアナログ回線に変更するには、プライムサポートに加入する必要があります。そのプライムサポートは、月3,278円ですが、これは6か月間だけの支払いです。最初の6か月は安くないのですが、それだけ負担してください。」「通常アナログ回線に戻す工事費は、2,200～13,200円かかりますが、今回その金額はキャッシュバックしますので、実質工事代金はかかりません。」「光回線なので、今結構お支払いしていると思うんですけど、こちらの契約書を書いていただくと、月額がこの1,600円くらいになります。」「ただ、その際、工事費なんですけど、工事費のこの額

は、契約をしてもらえればキャッシュバックするので、6か月間の月額2,980円の支払いが終わった後に、戻ってきます。」「1,600円と2,980円を合わせても、今よりお安いですよね。それさえ支払ってしまえば、年数を考えれば絶対お得ですよ。工事費は後から戻ってきますから。」などと、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するものの、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなり、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を強調して告げるのみで、解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も毎月本件役務の対価の支払が発生する旨を定める本件役務提供契約に係る利用規約の記載事項を説明せず、当該事実を故意に告げなかった。

5 勧誘事例

別紙1の5記載のとおり。

株式会社JYCに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社JYC(以下「JYC」という。)は、株式会社Area. ic(旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。)、株式会社クライアント(以下「クライアント」という。)、株式会社ベンチャープランニング(以下「ベンチャープランニング」という。)、株式会社コネクション(以下「コネクション」という。)及びHeart's株式会社(以下「Heart's」という。)(以下これらエリアアイシーを除く4法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。)と連携共同して、「住まいのサポート24」及び「プライムサポート」と称する訪問サービス及び24時間の電話相談サービスにより、生活に関わる費用削減相談を受け、その対応を行う役務(以下「本件役務」という。)を提供する事業を行っているものである。

クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、クライアント、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に深く関与していた上、「ベンクラ」、コネクション及びJYCは、エリアアイシーの本店所在地において本件役務に係る業務を行っていた。また、ベンチャープランニングの代表取締役は、Heart'sの代表取締役も兼任しているところ、クライアントがHeart'sの口座を管理していた。

エリアアイシー、JYC及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降(ただし、コネクションは少なくとも同年7月までの間)、本件役務の提供に際し、「ベンクラ」、コネクション及びJYCが、Heart'sを、本件役務を有償で提供する契約(以下「本件役務提供契約」という。)の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行っていた一方、エリアアイシーは、本件役務提供契約を締結した消費者が支払う本件役務の対価を同社が管理する口座に入金させるとともに、「ベンクラ」、コネクション及びJYCに本件役務に係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員及びJYCの代表取締役をして当該報告を集約させた上、エリアアイシー及びJYC内において本件役務に係る営業方針及び指導・改善事項等を共有するなど、本件役務提供契約

に係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

また、エリアアイシーは、本件役務提供契約に係る契約書等の作成、「ベンクラ」、コネクション及びＪＹＣによる勧誘を受けた消費者からの苦情等の受電業務並びにＪＹＣ及びエリアアイシーの関連法人への苦情対応の指示を行っていたほか、エリアアイシーも苦情対応を行っていた上、同社、ＪＹＣ及びエリアアイシーの関連法人が対応した苦情内容等の管理を行うなど、本件役務提供契約に係る顧客対応業務を主導していた。

ＪＹＣは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、消費者宅等ＪＹＣ、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結して本件役務を提供していたことから、このようなＪＹＣがエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第７２号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「旧法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売に該当する。

２ 処分の内容

（１）業務停止命令

ＪＹＣは、令和５年５月１８日から令和５年８月１７日までの間、特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「特定商取引法」という。）第２条第１項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア ＪＹＣが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ ＪＹＣが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ ＪＹＣが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

（２）指示

ア ＪＹＣは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第５条第１項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）、同法第６条第１項の規定により禁止される旧法に規定する訪問販売に係る役務提供契約に関する事項であって、役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び同条第２項の規定により禁止される役務の対価につき故意に事実を告げない行為をしていた。かかる行為は、旧法に違反するものであるこ

とから、J Y Cは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをJ Y Cの役員及び営業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ J Y Cは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う旧法に規定する訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和3年1月1日から同年9月30日までの間にH e a r T sを契約当事者として本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、J Y Cに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和5年6月19日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和5年5月31日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

- （ア）前記（1）の業務停止命令の内容
- （イ）本指示の内容
- （ウ）下記4（2）及び（3）の違反の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

J Y Cは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（旧法第5条第1項）

J Y Cは、少なくとも令和3年1月から同年9月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクションとの間では少なくとも同年1月から同年5月までの間に連携共同して）、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件役務提供契約を締結した

とき、本件役務の提供を受ける消費者に対し、本件役務提供契約に係る書面を交付しているが、当該書面に、日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いていなかった。

- (2) 役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為（旧法第 6 条第 1 項第 7 号）

J Y C は、少なくとも令和 3 年 5 月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、勧誘をする営業員はある特定の通信事業者の所属ではないにもかかわらず、「わたくし、●●●（前記のある特定の通信事業者の名称を告げている。以下同じ。）地域連絡担当の〇〇と申しまして。（特定の氏を告げている。）」と、あたかも J Y C 及びエリアアイシーの関連法人の営業員が●●●の所属であるかのように告げた。

- (3) 役務の対価につき故意に事実を告げない行為（旧法第 6 条第 2 項）

J Y C は、少なくとも令和 3 年 1 月から同年 5 月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、同契約の解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から 6 か月経過後も本件役務の対価の支払が毎月継続して発生するにもかかわらず、契約書の裏面等に本件役務に係る支払期間が 6 か月である旨記載して交付するとともに、「月々の●●●のアナログ回線の基本使用料が 1, 8 7 0 円です。アナログ回線に変更すれば月 2, 3 1 0 円くらいとなります。」「ただしアナログ回線に変更するには、プライムサポートに加入する必要があります。そのプライムサポートは、月 3, 2 7 8 円ですが、これは 6 か月間だけの支払いです。最初の 6 か月は安くないのですが、それだけ負担してください。」「通常アナログ回線に戻す工事費は、2, 2 0 0 ~ 1 3, 2 0 0 円かかりますが、今回その金額はキャッシュバックしますので、実質工事代金はかかりません。」「光回線なので、今結構お支払いしていると思うんですけど、こちらの契約書を書いていただけると、月額がこの 1, 6 0 0 円くらいになります。」「ただ、その際、工事費なんですけど、工事費のこの額は、契約をしてもらえればキャッシュバックするので、6 か月間の月額 2, 9 8 0 円の支払いが終わった後に、戻ってきます。」「1, 6 0 0 円と 2, 9 8 0 円を合わせても、今よりお安いですよね。それさえ支払ってしまえば、年数を考えれば絶対お得ですよ。工事費は後から戻ってきますから。」などと、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について 6 か月間の支払が

発生するものの、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなり、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を強調して告げるのみで、解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も毎月本件役務の対価の支払が発生する旨を定める本件役務提供契約に係る利用規約の記載事項を説明せず、当該事実を故意に告げなかった。

5 勧誘事例

別紙1の5記載のとおり。

HearTs株式会社に対する行政処分の概要

1 事業概要

HearTs株式会社（以下「HearTs」という。）は、株式会社Area, inc（旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。）、株式会社クライアンプ（以下「クライアンプ」という。）、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）、株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）及び株式会社JYC（以下「JYC」という。）（以下これらエリアアイシーを除く4法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。）と連携共同して、「住まいのサポート24」及び「プライムサポート」と称する訪問サービス及び24時間の電話相談サービスにより、生活に関わる費用削減相談を受け、その対応を行う役務（以下「本件役務」という。）を提供する事業を行っているものである。

クライアンプ、ベンチャープランニング及びコネクションは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアンプ及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、クライアンプ、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、クライアンプ、ベンチャープランニング及びコネクションの設立又は運営に深く関与していた上、「ベンクラ」、コネクション及びJYCは、エリアアイシーの本店所在地において本件役務に係る業務を行っていた。また、ベンチャープランニングの代表取締役は、HearTsの代表取締役も兼任しているところ、クライアンプがHearTsの口座を管理していた。

エリアアイシー、HearTs及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降（ただし、コネクションは少なくとも同年7月までの間）、本件役務の提供に際し、「ベンクラ」、コネクション及びJYCが、HearTsを、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行っていた一方、エリアアイシーは、本件役務提供契約を締結した消費者が支払う本件役務の対価を同社が管理する口座に入金させるとともに、「ベンクラ」、コネクション及びJYCに本件役務に係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員及びJYCの代表取締役をして当該報告を集約させた上、エリアアイシー及びJYC内において本件役務に係る営業方針及び指導・改善事項等を共有するなど、本件役務

提供契約に係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

また、エリアアイシーは、本件役務提供契約に係る契約書等の作成、「ベンクラ」、コネクション及びJYCによる勧誘を受けた消費者からの苦情等の受電業務並びにHearTs及びエリアアイシーの関連法人への苦情対応の指示を行っていたほか、エリアアイシーも苦情対応を行っていた上、同社、HearTs及びエリアアイシーの関連法人が対応した苦情内容等の管理を行うなど、本件役務提供契約に係る顧客対応業務を主導していた。

HearTsは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、消費者宅等HearTs、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結して本件役務を提供していたことから、このようなHearTsがエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

HearTsは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア HearTsが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ HearTsが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ HearTsが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア HearTsは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）、同法第6条第1項の規定により禁止される旧法に規定する訪問販売に係る役務提供契約に関する事項であって、役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為及び同条第2項の規定により禁止される役務の対価につき故

意に事実を告げない行為をしていた。かかる行為は、旧法に違反するものであることから、H e a r T sは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをH e a r T sの役員及び営業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ H e a r T sは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して行う旧法に規定する訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和３年１月１日から同年９月３０日までの間にH e a r T sを契約当事者として本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、H e a r T sに対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和５年６月１９日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証拠及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和５年５月３１日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

- （ア）前記（１）の業務停止命令の内容
- （イ）本指示の内容
- （ウ）下記４（２）及び（３）の違反の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第７条第１項及び第８条第１項

4 処分の原因となる事実

H e a r T sは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（旧法第５条第１項）

H e a r T sは、少なくとも令和３年１月から同年９月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネク

ションとの間では少なくとも同年1月から同年5月までの間に連携共同して)、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件役務提供契約を締結したとき、本件役務の提供を受ける消費者に対し、本件役務提供契約に係る書面を交付しているが、当該書面に、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いていなかった。

- (2) 役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為(旧法第6条第1項第7号)

HearTsは、少なくとも令和3年5月、エリアイシー及びエリアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、勧誘をする営業員はある特定の通信事業者の所属ではないにもかかわらず、「わたくし、●●●(前記のある特定の通信事業者の名称を告げている。以下同じ。)地域連絡担当の〇〇と申しまして。(特定の氏を告げている。)」と、あたかもHearTs及びエリアイシーの関連法人の営業員が●●●の所属であるかのように告げた。

- (3) 役務の対価につき故意に事実を告げない行為(旧法第6条第2項)

HearTsは、少なくとも令和3年1月から同年5月までの間に、エリアイシー及びエリアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、同契約の解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も本件役務の対価の支払が毎月継続して発生するにもかかわらず、契約書の裏面等に本件役務に係る支払期間が6か月である旨記載して交付するとともに、「月々の●●●のアナログ回線の基本使用料が1,870円です。アナログ回線に変更すれば月2,310円くらいとなります。」「ただしアナログ回線に変更するには、プライムサポートに加入する必要があります。そのプライムサポートは、月3,278円ですが、これは6か月間だけの支払いです。最初の6か月は安くないのですが、それだけ負担してください。」「通常アナログ回線に戻す工事費は、2,200~13,200円かかりますが、今回その金額はキャッシュバックしますので、実質工事代金はかかりません。」「光回線なので、今結構お支払いしていると思うんですけど、こちらの契約書を書いていただくと、月額がこの1,600円くらいになります。」「ただ、その際、工事費なんですけど、工事費のこの額は、契約をしてもらえればキャッシュバックするので、6か月間の月額2,980円の支払いが終わった後に、戻ってきます。」「1,600円と2,

980円を合わせても、今よりお安いですよね。それさえ支払ってしまえば、年数を考えれば絶対お得ですよ。工事費は後から戻ってきますから。」などと、アナログ回線の利用料金と本件役務の対価の合計額について6か月間の支払が発生するものの、光回線を●●●のアナログ回線に戻すと月々支払う料金が安くなり、アナログ回線に戻すための工事費をキャッシュバックする旨を強調して告げるのみで、解約申請を行わない限り、利用開始日の翌月から6か月経過後も毎月本件役務の対価の支払が発生する旨を定める本件役務提供契約に係る利用規約の記載事項を説明せず、当該事実を故意に告げなかった。

5 勧誘事例

別紙1の5記載のとおり。

延足昂大に対する行政処分の概要

1 名宛人

延足 昂大 (以下「延足」という。)

2 処分の内容

延足が、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社A r e a . i c (旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。)に対し、特定商取引法第8条第1項に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 延足は、エリアアイシーの代表取締役(旧法第8条の2第1項に規定する「役員」)であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本多翔弥に対する行政処分の概要

1 名宛人

本多 翔弥 (以下「本多」という。)

2 処分の内容

本多が、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙2のとおり、株式会社クライアント（以下「クライアント」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 本多は、クライアントの代表取締役（旧法第8条の2第1項に規定する「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

鎌田達也に対する行政処分の概要

1 名宛人

鎌田 達也（以下「鎌田」という。）

2 処分の内容

鎌田が、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙3のとおり、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 鎌田は、ベンチャープランニングの代表取締役（旧法第8条の2第1項に規定する「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

白幡航哉に対する行政処分の概要

1 名宛人

白幡 航哉（以下「白幡」という。）

2 処分の内容

白幡が、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙4のとおり、株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 白幡は、コネクションの代表取締役（旧法第8条の2第1項に規定する「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。